

中郷記念館デイサービスセンター

日常生活支援総合事業第一号事業

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人かずさ萬燈会が開設する中郷記念館デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う日常生活支援総合事業第一号事業『以下「第一号通所事業」という』の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護・要支援の状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業員は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 中郷記念館デイサービスセンター
- 二 所在地 木更津市井尻951番地

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次の通りとする。

月曜日から土曜日

1 管理者

1名(兼任)

管理者は、事業者の従業員の管理及び業務の管理を行う。

2 生活相談員

1名以上(常勤1名かつ提供時間帯を通じて1名以上の配置)

生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成しサービスの提供の提供方法について十分な説明を行う。

3 看護職員

1名以上(常勤1名かつ提供時間帯を通じて1名以上の配置)

看護職員は、利用者の健康管理を行う。

4 介護職員

4名以上(常勤1名以上かつ非常勤職員の常勤換算数との合計が4名以上)

介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う

5 機能訓練指導員

1名以上(看護職員兼任)

機能回復指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

日曜日

1 管理者

1名(兼任)

2 生活相談員

1名以上

3 看護職員

1名以上(兼任)

4 介護職員

1名以上

5 機能訓練指導員

1名以上(兼任)

(営業日・営業時間及び利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 単位 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）までとする。
 - 二 営業時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。
 - 三 利用定員 通常の通所介護と合わせて1日あたり30名とする。
- 2 単位 営業日 日曜日
 - 二 営業時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。
 - 三 利用定員 通常の通所介護と合わせて1日あたり15名とする。

(事業の内容)

第6条 通所介護・「第一号通所事業」の内容は次にあげるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴
- 八 食事

(通所介護の利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、市が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。但し、低所得者で特に生計が困難である者に対して利用者負担金の一部又は全部を減免することができる。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用量の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 通常の事業の営業時間外の利用については、別に定める料金表によるものとする。

但し、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。

二 第8条の通常の実施地域外の送迎は家族において行うものとする。

三 食費（おやつを含む）の提供に要する費用 650円／日

四 おむつ代

五

五 前条に掲げる介護以外のサービス利用にかかる費用は、別途徴収するものとする。

4 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払の同意を得る旨の文書に署名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、木更津市、袖ヶ浦市の一部（昭和地区、根形地区、中川地区、平岡地区）とする。

（衛生管理等）

第9条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号における措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等に於ける対応方法）

第11条 事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する通所介護・「第一号通所事業」の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる物とする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は利用者に対する通所介護・「第一号通所事業」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する為の計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護・「第一号通所事業」の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他の事項）

第15条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備すると共に、研修の機会を設けるなど常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人かずさ萬燈会と事業所の管理者が協議して定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成12年5月27日一部改訂

平成12年12月23日一部改訂（平成13年2月1日より適用）

平成13年3月1日一部改訂（平成13年4月1日より適用）

平成14年3月30日一部改訂（平成14年4月1日より適用）

平成15年12月1日一部改訂

平成18年6月1日一部改訂

平成19年3月24日一部改訂（平成19年4月2日より施行）

平成19年6月30日一部改訂（平成19年7月1日施行）

平成23年10月28日一部改訂（平成23年11月1日施行）

平成24年3月24日一部改訂（平成24年4月1日施行）

平成26年3月24日一部改訂（平成26年4月1日施行）

平成28年4月1日一部改訂（平成28年4月1日施行）

平成30年1月27日一部改訂（平成30年4月1日施行）

令和 元年7月28日一部改訂（令和元年8月1日施行）

令和 4年3月1日一部改訂（令和4年4月1日施行）

令和 7年4月1日一部改訂（令和7年4月1日施行）